

# 熊本県食品衛生法の規定に基づく公表等に関する要領

## 第1 目的

この要領は、食品衛生法（以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反した者があった場合、食中毒（疑い）が発生した場合及び違反食品等を探知等した場合における公表の内容について定め、その公平性の確保を目的とする。

## 第2 法又は法に基づく処分に違反した者があった場合における公表

法第69条の規定による公表は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める内容を公表する。この場合において、輸入又は県外で製造・加工等をされた食品等については、輸入元又は製造・加工等施設を管轄する自治体に情報提供し、公表について協議を行うものとする。また、農林水産物については、必要に応じて関係部局と協議を行うものとする。

- 1 営業施設に関する行政処分又は書面による行政処分（食品衛生監視員が注意指導票等交付して行った行政指導を除く。2、3について同じ。）を行った場合（法第60条、第61条関係）は、別表第1-①のとおりとする。
- 2 違反食品等に関する行政処分又は書面による行政指導を行った場合（法第59条）は、別表第1-②のとおりとする。
- 3 農林水産物の違反に関する行政処分又は書面による行政指導を行った場合（法第59条）は、別表第1-③のとおりとする。

## 第3 食中毒（疑い）が発生した場合における公表

食中毒事故の拡大防止及び再発防止のため、次に掲げる場合に応じ、別表第2に定める事項を公表する。なお、広域的な食中毒事案について公表する場合は、事前に関係自治体と公表方針の協議を行うものとする。

- 1 保健所長が、食中毒（疑いを含む）が発生したと判断した場合。
- 2 1について、原因施設等に対し、行政処分又は書面による行政指導を行った場合。この場合は、第2に定める内容も併せて公表する。
- 3 保健所長及び健康危機管理課長の協議により、食中毒の疑いがあり、健康被害の拡大防止及び再発防止の観点から公表の必要があると判断した場合。

## 第4 違反食品等を探知等した場合における公表

違反食品等を探知または発見した場合の公表については、本要領及び熊本県食品検査実施要領によるほか、別表第3のとおりとする。

## 附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年（2021年）6月1日から施行する。

平成19年1月30日付健危管第965号健康危機管理課長通知は廃止する。

(別表第1) 法又は法に基づく処分に違反した者があった場合

区分	公表事項	食品名称等	処分又は書面による行政指導を受けた営業者の氏名	営業施設所在地	違反理由(適用条項)	処分等の内容及び措置状況
①	営業施設に関する行政処分又は書面による行政指導	公表 (営業施設の名称)	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表	公表	公表
②	違反食品等に関する行政処分又は書面による行政指導	公表 (食品等名、消費期限又は賞味期限、ロット番号等)	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表	公表	公表
③	農林水産物に関する行政処分又は書面による行政指導	公表 (農林水産物名称)	公表 * 法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地(市町村単位)及び代表者氏名	公表 * 生産地等(市・郡単位)	公表	公表

※ ①で、食中毒と確定して別表第3の公表内容から患者の増加等が生じたときは、当該事実についても併せて公表するものとする。

※ ②、③で、輸入され、又は県外若しくは熊本市内で製造・加工等された食品等については、輸入元又は製造・加工施設等を管轄する自治体に情報提供し、公表について協議するものとする。(生産地が県外又は熊本市内の場合も同様とする。)

※ ③で、生産者や出荷者等の公表については、関係部局と協議して行うものとする。

(別表第2) 食中毒(疑い)が発生した場合

	概要等			患者				原因(疑い)営業施設	
	発生年月日	摂食者数 有症者数	医療機関	年齢性別	主な症状	入院・通院の別	患者グループ概要	業種	施設所在地
食中毒(疑い)	公表	公表	公表 ※1	公表	公表	公表	公表	公表	公表 (市町村単位※2)

(注意) ※1 医療機関の所在地(市・郡単位)を公表する。

※2 営業施設が特定されるおそれがある場合は市・郡単位とする。

(別表第3) 違反食品等を探知した場合

公表区分 対応内容	公表の根拠	公表時期 〔公表事項〕		公表の方法			その他
				報道資料提供	ホームページ		
行政処分 ※1	食品衛生法に基づく 県の公表要領	行政処分等実施後速やかに公表 (個別公表) 〔別表第1-②のとおり〕		○	○	原則1週間 (回収状況等により必 要に応じ延長)	毎月1回 の公表
書面による 行政指導				○	○		
始末書・てん末書 の徴収 ※2	熊本県食品検査実施 要領	区分A	措置終了後 <sup>※3</sup> 概要を公表 (個別公表) 〔施設名等非公表〕		○ ※4	同上	
		区分B	毎月1回公表 (定期公表) 〔統計的公表〕		○ ※5	通年	

※1 行政処分の実施は、「熊本県食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」による。

※2 行政処分や書面による行政指導を行わない場合については、次のように区分する。

区分A 県境を越えて大量に流通している食品について、農薬等の残留基準違反、食品添加物の過量残存が判明した事案

区分B 区分A以外の事案

※3 輸入食品又は県外で製造(加工)された食品についての措置終了とは、関係自治体に調査依頼を行い、県内において食品衛生法に基づく違反食品の回収等の措置が終了した時をいう。公表に当たっては、関係自治体と協議を行うものとする。

※4 違反内容、措置状況等事案の概要を事案ごとにホームページに掲載する。

※5 一か月分の検査結果に、「違反内容」と「改善済み状況等」を付記する。